

オスキジ・オスヤマドリの捕獲等を禁止する期間の延長について（案）

1 概要

県では、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第2項の規定に基づき、昭和40年から、オスキジ及びオスヤマドリを対象として、狩猟捕獲による生息数減少の緩和を図るため、5年間毎に、捕獲等を禁止（狩猟期間を1か月短縮）する措置を講じています。

現状では、生息状況の著しい改善等の変化がみられておらず、捕獲等の禁止の見直しが必要とされる状況には至っていないと判断されることから、下記のとおり、引き続き、捕獲等の禁止を継続する予定としています。

2 捕獲等を禁止する対象狩猟鳥獣の種類

オスキジ及びオスヤマドリ

3 捕獲等を禁止する区域

青森県一円

4 捕獲等を禁止する期間

令和5年11月15日から令和10年11月14日までの間において、毎年1月16日から2月15日まで（毎年11月15日から1月15日までは、狩猟による捕獲を行うことが可能です。）

5 参考（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則）

（捕獲等をする期間）

第九条 法第11条第2項の環境大臣が定める捕獲等をする期間は、次の表の上欄に掲げる区域ごとに、それぞれ同表の下欄に定める期間とする。

区域	狩猟鳥獣の捕獲等をする期間
北海道以外の区域	毎年11月15日から翌年2月15日まで（猟区の区域内においては、毎年10月15日から翌年3月15日まで）
北海道の区域	毎年10月1日から翌年1月31日まで（猟区の区域内においては、毎年9月15日から翌年2月末日まで）